

官報

号外 昭和三十三年五月十日

○第二十六回 衆議院會議録第三十九号

昭和三十三年五月十日(金曜日)

議事日程 第三十二号

午後一時開議

第一 国際海上物品運送法案(内閣提出)

第二 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した案件

議員請暇の件

春關処分問題に関する緊急質問

(淺沼稻次郎君提出)

美容師法案(本院提出、参議院回付)

日程第一 国際海上物品運送法案(内閣提出)

日程第二 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時二十二分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。議員篠田弘作君及び同伊瀬幸太郎君より、中国人の遺骨送還のため、五月十一日から本会期中請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

春關処分問題に関する緊急質問

(淺沼稻次郎君提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、淺沼稻次郎君提出、春關処分問題に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

春關処分問題に関する緊急質問を許可いたします。淺沼稻次郎君。

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 私、日本社会党を代表いたしましたして、三公社、五現業の労働者の春關に関する不当処分並びに岸内閣の労働政策について緊急質問を行わんとするものであります。(拍手)

政府並びに関係公社は、八日から九日にかけて、国鉄労組、機関車労組七百名、全電通六十名、全専売六十八名、全通三十五名、全印刷十名、全造船四名、合計八百七十九名を解雇、停職、減給、戒告、訓告等の処分を付しました。数においては、戦後、官公労の關係においては最大の犠牲者であります。今回の政府の行動は春關に對する政治介入であつて、われらの断じて承服できないことであり、断固反対をするものであります。(拍手)わが党は、政府がこの処分を即時撤回することを要求するものであります。(拍手)この観点に立つて、以下、重要な諸点について、順を追つて岸總理に質問をいたします。

第一は、党首會議の信義に関する問題であります。申すまでもなく、今回の春關、特に公労協關係の爭議は貸金ペーの引き上げにあつたのであります。が、公労協關係の労働組合は、ストライキ権なき組合として、調停委員会に提訴し、調停の結果これをのんだのであります。拒否して、仲裁裁定を求めたことになつたのであります。仲裁裁定進行中、両者の間の対立が激化し、三月の十六日に公労協の臨時第四波の力行行使が行われることになつたのであります。わが党は、事態の重要性にかんがみまして、岸總理と鈴木委員長の會議を行い、第一、政府は仲裁裁定を尊重し、誠

意を附つて実施する、第二、給与關係の改正案の修正は誠意を持つて処理する、第三、責任者の処分については慎重に考慮する、と申し合せをいたしました。この會議には私も立ち会つたのであります。が、この會議は、対立する二人政の現実の中で最高レベルにありまふところの党首間の申し合せであります。この申し合せは、尊重され、現実に実行されなければなりません。(拍手)しかるに、仲裁裁定の結果は完全に予算が伴わず、解雇者二十三名を含む八百七十九名の犠牲者を出すに至つたことは、党首會議の信義に反するものとして、はなはだ遺憾であるといわなければなりません。(拍手)

二大政對立の場合においては、憲政運用に關して一番必要なことは、与野黨間の信頼であります。与野黨間において信頼が裏切られるようなことであつては、政治の運営は円満を期することは断じてできません。(拍手)國會の運営の正常化を期することはできません。本國會の始まつた際、國會正常化を申し合せて参つたのであります。が、いよいよ会期の終了となるや、党首會議の信義を裏切つて、抜き打ち大量制裁というがごときは、初めは処女のごとき、終りは脱兎のごとき政府並びに与野黨の態度であつて、まさに糾弾をされなければならぬと思つたのであります。(拍手)

また、石田官房長官も、わが党の代表との會議において、仲裁裁定が完全に実施され、問題が片づいてから、処分の問題は真剣に考慮すると言明しておりました。仲裁裁定は完全に実施されず、現に参議院予算委員会で審議中であります。それにもかかわらず抜き

昭和三十三年五月十日 衆議院會議録第三十九号 春闘処分問題に関する淺沼稻次郎君の緊急質問

打ち処分を行うという事は、これまで政府の言明を裏切るものといわなければなりません。(拍手)さらに、その後、松浦労働大臣は、三月二十三日の衆議院に於いては、その責任は政府並びに公社側にある、と言明をしておられるのでありますが、何ら反省するところがないでいます。(拍手)

そこで、私は、岸総理に対して、党首會議の申し合せ等、二大政党内において話し合ったことについて、その信義の問題についてお伺いをしたいのであります。もし、二大政党内の場合において、トップ・レベルであり、かつこの党首間においての決定せる信義が裏切られることになりましたらば、もう議會政治は運営からいへばやみにならざるを得ぬと思ふのであります。これに対する責任ある答弁を願ひたいと思ふのであります。(拍手)

第二には、政府みずからその非を認めながら反省もせず、ストライキ権を奪った労働組合には、仲裁裁定の規定があるにもかかわらず、これを完全に実施せず、政府みずから労働者の団結権の侵害をなし、憲法違反を犯すところ、日本政治の危機ありといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)政府みずから憲法を軽視し法律を輕視するところに、これまた日本政治の危機があると感じまして、(拍手)この点に対する岸総理の所信を承わっておきたいと思ふのであります。

(拍手) さらに、次は岸内閣の労働政策についてであります。岸内閣の最近の労働政策は反動的であり、反労働者的であり、資本家の労働者に対する擧取を強化する資本家率仕の政策であると言つても、断じて過言ではございません。

(拍手)特に権力をもつて労働争議に干渉する姿はますます露骨であつて、われらがこの点は断固糾弾をせなければならぬ点であります。(拍手)

さらに、特に、労働大臣は、最近の労働組合の運動は政治闘争であつて経済闘争ではないことを呼号し、宣伝をしております。官公労の組合は、その生活条件が国及び自治体の予算に關係があるので、必然的に政治闘争に転化するこのやむを得ざる状況にあるといふことを知らなければならぬと思ふのであります。(拍手)また、政府の労働組合に対する政治的介入が續く限り、労働組合運動が政治的闘争へと発展すること、これまたやむを得ないといわねばならぬと思ふのであります。

(拍手)労働組合が本来の闘争である経済闘争を行わんとし、次から次へと政府の干渉があり、この政府の干渉が争議の拡大生産を行わしめ、ために、労働組合の闘争が、政治的に、政治闘争の中に巻き込まれていく現実を見なければならぬと思ふのであります。(拍手)現に、今回の処分についても、当事者同士の間に於いてはその犠牲を最小限にとどめんとしたのであります。政府並びに与党の干渉が犠牲を拡大せしめておるといふことは、争ひごとのでない歴然たる事実であります。(拍手)このことに、多くの犠牲を強要されてその処理に苦しんだ運輸大臣の、おれの方ばかり犠牲を強要することは、これはひどいじやないかというこの言葉の中に、運輸大臣の強要された姿がよく現れておるうと私は思ふのであります。(拍手)

さらに、今回の国鉄及び機関車労働者において解雇された者は二十八名を發表しておりますが、現実には国鉄は十九名であります。さらに機関車労働者は四名、合計二十三名であります。あと残った五名は、すでに前の争議のときに解雇されている人たちであります。前の争議のときに解雇されております者を加えて二十八名にしたといふことは、いかに政府の圧力が強くて、公社が耐え切れなくなつた苦肉の策であると言つても、断じて私は過言でないといわなければなりません。(拍手)

また、国鉄公社と国鉄労働組との間に、二十三日の衆議院に於いては、公社側がその責任を認めて、労働者の責任は追及しない、いわば責任追及の対象としないといふことで、団体交渉が成立してゐるのであります。しかるに、この成立したものをじゅうりんと、二十三日の政府の誤される行動がああいう事態を起さしめたにもかかわらず、これをこの争議の犠牲者を出しますところの対象としたところに、これまた強要の姿が現れておると言つても過言ではございません。(拍手)

今のような反動的な、誤まれる労働政策を堅持する限り、春闘の解決はもろろん、労働争議の解決はございません。わけても、昨日發表になつた公共企業体關係の職員は、公労法によつて労働基本権を奪われ、行動の自由を有しない組合であります。この労働者を守るために、公労法においては調停あるいは仲裁の制度が明記されておるのであります。しかし、過去七回にわたつて仲裁裁定が行われておるのでありますが、政府は一度も仲裁裁定を完全に

実施したことはございません。(拍手)岸内閣も初めは完全実施をするがと口吻を漏らしておつたのであります。が、現実には完全実施をしておらないのであります。国家活動の源泉たる憲法を守り、法律を守らなければならぬ政府が、憲法を犯し、法律を輕視して、労働者のみに法律を強要するところに混亂があります。私どもはこれを見なければなりません。この際、私は、政府に対して、国家公務員、地方公務員、公共企業体職員に対し、憲法で保障されたストライキ権を復活する意思はないかといふことを伺つておきたいと思ふのであります。(拍手)

また、最近における政府の反動的労働政策の象徴的なものは、佐賀県教組の幹部の逮捕事件であります。(拍手)四月二十四日、政府は、春闘に対する報復手段として、佐賀県教組本部初め四十名所の家宅搜索を行い、前委員長中島勇君以下十余名を逮捕し、五百余名になんなんとする教員の取調べを行つたのであります。この事件については、私みずから現地に参りまして調査をいたしました。これは、中央、地方を貫いて政府、自民党、警察、警察が一体となつた計画的な政府の弾圧政策であり、労働組合に対する擧取の戦術であり、日教組に対してテスト・ケースとして弾圧せんとした試みの現われであると言つても、断じて過言ではございません。(拍手)発言する者あり)これは岸内閣の労働者、国民に対する第一の挑戦であります。佐賀県教組に対する第一の挑戦は、岸内閣の労働者、国民に対する第一の挑戦であるといわなければなりません。(拍手、発言する者あり)今回の大量処分は、ま

さに労働者と国民に対する第二の挑戦であると思ふのであります。(拍手)手、発言する者あり)岸内閣の資本家的性格の露骨なる現われであるといわなければなりません。政府がこの反動的な資本家的労働政策を改めない限り、労働者の紛争、争議はさらに拡大生産が行われていくと私は信ずるのであります。

この意味において、私は、あらためて、八日、九日の三公社、五現業に対する処分がいかに懸らつてあるか、これを明確にして、政府の、その処分の即時撤回を要求するものであります。(拍手)もし政府がその処分を撤回せず、明日から混亂が起きて、それは、労働組合の責任にあらずして、発言する者あり)断じて政府の責任であるといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)政府が労働者、国民に挑戦していくとき、私は国民が一体となつて総抵抗を試みることもまた当然であるといわなければならぬと思ふのであります。(拍手)私は、明日から起るであろう混亂を予想いたしました。政府に対して、ここに処分の撤回をあらためて強く要求するものであります。総理の真剣なる答弁を承わりたい。(拍手)

最後にお伺ひしたいと思ひます。これは、岸内閣の労働政策の貧困は大にその人を得ないといふところにあると思ひます。(拍手)岸内閣は石橋内閣の延長内閣としてでき上つて、閣僚全体、この会期中を通じて、相当試験台に乗せられた者があることは、これはいふまでもない事実であります。これは私に思ふのであります。(拍手)この中でも、松浦労働大臣のまじめ性はこ

れを認めるのでありますが、その識見、抱負、さらに、現在のごく労働組合が非常な進歩をしておるときにおいては、この人は適任であると言わなければならぬと私は思うのであります。(拍手)ことに、彼は小資本家出身であるといふことでありまして、ことごとくに小資本家的な発言をなして、労働階級の憤激を買っておくことは、皆さんの御了承のことであらうと私は思うのであります。(拍手)ことに、労働大臣の名古屋の放言のごときは、その軽率さを雄弁に物語るものであるといわなければなりません。(拍手)われわれは松浦労働大臣の不信任案を提出することになっておりますが、政府はその非を悟って、われわれが不信任案を出す前に、総理大臣はその罷免権を発動して辞職せしめる意思はないかというのを、この際承わっておきたいと思ふのであります。(拍手)

以上の三点について明快なる答弁を承わりたいと思ふますが、答弁いかんによつてはもう一べんこの壇上に立つことをお許しあらんことを切望いたしますして、一応私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 浅沼君の御質問に對しましてお答えをいたします。

今次の春閣に對する政府の方針は、かねて声明いたしました通り、私どもは、こゝろが闘争ができるだけ労使双方の話し合いによつて円満に妥結することを望みまして、従つて、民間の事業に對しては、労使双方の話し合いに對して政府が介入しないことはもちろんのこと、これが法規その他に違反しないように、その反省を求めました。

また、公企業体や公務員につきましては、これはその行すべき事業の内容や職務の上から申しまして特殊の意義を持つがゆゑに、公労法等の制約を受けおけることは、御承知の通りであります。従つて、この法規に違反しないように――法規を無視し、法規に違反する場合においては、その職務の重大なるにかんがみ、政府はこれに對して毅然とした態度をとるということを明らかにいたして参つておるのであります。(拍手)

しかし、今回の、いわゆる三公社、五現業の公企業体の争議につきましては、これが国民経済に及ぼすことの重大な影響や、国民一般の生活に及ぼすところの影響の重大にかんがみまして、私どもはこれが特に円満に妥結されることを望み、三月十五日に鈴木委員長と私が会談をいたしました。この件の円満処理について話し合いをしたことは、今浅沼君の御質問の通りであります。しかしながら、その内容につきましては、これは浅沼君自身がお立ち会いになりましたから、よく御承知であると思ひますが、私が、第一に、政府は仲裁裁定を申請し、その仲裁裁定はこれを誠実に誠意をもって尊重し、その実現をはかるというところは――誠意をもつてその実現をはかるというところは、言ひまでもなく、仲裁裁定の内容を完全に実現するということがであります。しこりして、この意味におきまして、すでに衆議院を通過いたしましたこの追加予算は、その内容を盛つておるものであります。(拍手)

しこりして、その際の処分について、犠牲者を出さないようにという強い要望が鈴木委員長から私になされたことは事実であります。しかし、私はその要望をただ承わっておくにとどめたのであります。決して、私は、これを処分しないという意味におけるお約束はいたしておりません。(拍手)この点は浅沼君自身よく御承知のことと思ひます。

私は、そういう意味におきまして、今回この問題を処理するにつきましては、あくまでも、一面において政府のなすべきことを忠実に実現する、しこりして、一面、行き過ぎや、あるいは法規に違反してゐる者については、その責任を明らかにして、将来かかる事実を発生せしめないように、また、その企業自身が国民経済や国民生活に悪影響を及ぼさないように、国民から信頼されるようにするために努力しなければならぬと思つております。(拍手)

処分の時期についての政府の言明を裏切つてゐるというお話でございまして、政府はそういう言明をいたしたことはございません。岸内閣の労働政策について、いろいろ御批判があり、御質問がございまして、言ひまでもなく、健全なる労働運動及びその中核をなす組合運動は、これが発達を期すべきことは当然であります。しかしながら、組合運動や労働運動が、その本来あるべき姿を逸脱して、そして、特に公企業体のごとく国民生活や国民経済に重大な意義を持つものにおいては、そういう行き過ぎがあることは、私は許されないと、思ひます。(拍手)あくまでも健全なる姿において、これが発達を企図しなければならぬと思ひます。しこりして、私どもは、いかなる意味におきましても、健全なる労働運動や組合運動を弾圧する意思は持つておりません。(拍手)

公労法におけるストライキ権を認めろという御議論につきましては、私は、組合運動が健全に発達した場合におきましては罷免権も全部持つことが相当であると思ひます。しかし、遺憾ながら、現在の公企業体の組合の実情に照らしましては、私はストライキ権の復活をするには適当な時期でないという考えでございまして。(拍手)

佐賀県の教組問題についての御質問でございまして。その詳しい内容は所管の大臣より申し述べますが、私どもは、いかなる意味におきましても、今御指摘にありましたような一つの弾圧の意思を持つてこれに臨むことは全然考えておりません。(拍手)

従ひまして、以上のような意味において、今回の処分は、公企業体におきまして、公社におきまして、いわゆる企業当局において、慎重にこの検討をいたしました結果、こゝろが処分が発表されたのであります。従ひまして、政府としては、これを撤回し、もしくは撤回せしめる意思は持つておりません。

また、労働大臣の発言につきましては、すでに予算委員会等において遺憾の意を表明いたしておりました。私は今日労働大臣の罷免の意思は持つておりません。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 浅沼君から再質問の申し出がありますから、これを許します。浅沼君の御質問。

〔浅沼君次郎君登壇〕
○浅沼君次郎君 今、岸総理大臣の答弁を承りましたが、納得のいかない

点が一、二ありますから、再質問をいたしたいと存じます。

第一は党首会議に關する問題であります。私が、私も立ち会つたことは事実でございまして。従ひまして、私どもは、立ち会つたあと、新聞にも発表しておりましたが、きょう、実は、演説をする前に、こゝろが問題について、やはり話し合つたことが完全につかめておらないというところ、あとに疑義を残すと思ひまして、わざわざ私は当時の新聞を三つ四つ取り寄せて内容を点検いたしました。そのことを私は申し上げたのであります。(拍手)今、岸総理の話によりますと、どうも慎重なる考慮を払つたことではないと言つておるのであります。新聞にはみんな書いてあるものであります。もしやうだとすると、言論機関の虚偽になるというのであります。私は、やはり、われわれの感じたことを新聞がよく裏書きしておると思ふのであります。

それはまあそれといたしまして、この党首会議は、いわば、二大政敵対立の場合において、一番トップの人が話し合ひのであります。トップの人が話し合つたものに対して、お互ひに疑義を持つ、内容にも責任を持たないということになりましますならば、もう二大政敵対立の意義というものは失われたと言つても私は過言ではないと思ふのであります。(拍手)

さらに、この問題につきましては、憲法の問題を中心としたしまして、岸・鈴木会談が行われました。そのときは私は加つておりませんけれども、あとから報告を伺つたところによりますと、仲裁裁定については完全に

昭和三十三年五月十日 衆議院會議録第三十九号 美容師法案(参議院回付)

実施するということの時折強調されておったということも承わつておるのであります。こういうようなわけでありまして、過去のことをこれ以上追及してもいかぬと思いますが、いずれにしても、二大政党対立の場合において、党首間で話し合ったものは、あとで疑義を残さないように、お互いがそれを実行するという慣例だけは作っていきたいものであるということだけを、私は申し上げておきたいと思つております。(拍手)

それから、もう一つ申し上げたいと思つておることは、弾圧はやつていないと言ふ。しかし、佐賀県における事態だけを考へてみても、佐賀県に起きた事件は、二月に起きた事件であります。しかも、それは、大会を開いて、合法的に公開の席上でできた。実行したのも二月であります。二月にきめて二月にやつた。それを四月になつて検査しておる。それはなぜであるかといへば、全部本庁との打ち合せを済ませておいて、これならばということをやつておるのであります。明らかに日教組弾圧の現われ、いわば日教組に対する政府の弾圧の現われであつたといふことは、少しく調査してみれば、よくわかることであらうと思つております。(拍手)まあこれは文部大臣から答弁ということでございますが、文部大臣の答弁は、私は委員会において詳細にまた質問をするということにいたしますから、文部大臣からの答弁は要りません。総理は大きな弾圧行為がそれぞれの部署において行われておるということだけは知つてもらわなければならぬと思つております。(拍手)

さらに、ストライキ権に関する問題であります。三公社、五現業、これらの公企業体といふものは、ストライキ権をとられて、その上に調停、裁定の制度が設けられておるのであります。従つて、憲法で保障されましたところのストライキ権がとられておるのであります。調停、裁定が行われたいときは、政府が完全にのむことが、私は当りまえであらうと思つております。(拍手)奪う方は奪つておいて、やる方はやらないということになります。政府みずから憲法を輕視し、さらに法律を輕視する姿がどうしたつて現われてくるのが現実であります。(拍手)まことに聰明なる総理大臣としても、この現実は無視するわけには参らぬと思つておるべきであります。従つて、政府の行為の中には、憲法で保障された労働者の団結権、団体交渉権、ストライキ権に対する侵害が行われておるのであります。この侵害をやめるようにし、そして、ストライキ権を手えるようにするといふことは当然であらうと思つておるべきであります。この点については、もう一度私は答弁をお願いしたいと思つておるべきであります。以上申し上げました質問を終わります。岸総理にいたしまして、総理大臣になられた当初は、非常に物事を合理的に考えられ、合理的な答弁もされました。しかし、最近になりましてから、少しく私の形が出てきたのではないかとおもうのであります。(拍手)いわば、イギリスに対して松下さんを原水爆の反対のために送つておきながら、核兵器は受け入れてもいいといつたような矛盾をやるところに、岸内閣の反動性、矛盾性があるといふことを指摘しまして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣岸信介(答) 二大政党下におきまして、両党首が会つて話し合ひをしたという場合には、おきまして、事はきつめて重大であります。お互いが信義を守り、信じ合つて、この会議の結果を誠実に実現するといふことは、淺沼君の御質問の通り、私も考へておるのであります。(発言する者あり)私自身が——今回の問題に關して、これはいろいろ御議論があるかもしれませんが、御議論があるかもしませんが、私も誠心誠意をもつて仲裁裁定の内容を完全に実現するといふ意思で(発言する者あり)この予算を提案したことは、予算委員会その他におきまして私も詳細に御説明を申し上げた通りであります。(発言する者あり)それから、佐賀県の事態は、これは、私も、事態としてあつたといふことになることは、ことに教員組合であるだけに、非常に遺憾に考へます。しかし、このいきさつを考へてみますと、佐賀県の教組の今回とりました態度は、確かに教組の本来の使命にもとつておるのみならず、教員組合の本来のすべきことからはずれておるというところは、これは広く世の人が認めておる次第であります。今、これが果して法律違反として法規の処罰を受けるかどうかは調査中でございます。しかし、その結論は申しませんけれども、一般にこの事件が良識ある世人から非常に非難を受けておる、行き過ぎであるといふことは、私は間違いない事実であると思つておる。(拍手)決して私どもは特に意図を持って弾圧を加えようとするものではないといふことを重ねて申し上げます。

公共企業体の組合にストライキ権が認められておらない、それであるから調停や仲裁裁定の方法がこれにかわる最後のものとして定められておることは、御指摘の通りであります。しつこくして、過去の事例が、あるいは仲裁裁定が完全に実現されておらない、いやなところという非難に対しては、それは確かに従来のなにつきました。完全にしておるとは、私もこれを弁護はいたしません。しかし、今回われわれのとりました措置は、仲裁裁定の趣旨を誠実に実現しておると私は信じております。こういう意味において、党首会議における私の申し合せにつきました。あくまで信義をもつて、また将来もそうでなければなりません。が、守つていくということにつきました。私は、私は何れもとつておらない、こゝろ考へております。(拍手)

美容師法案(本院提出、参議院回付)
○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。参議院から美容師法案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。美容師法案の参議院回付案を議題といたします。

美容師法案(本院提出、参議院回付)
○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。参議院から美容師法案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。美容師法案の参議院回付案を議題といたします。

美容師法案(本院提出、参議院回付)
○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。参議院から美容師法案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられます。美容師法案の参議院回付案を議題といたします。

昭和三十三年五月八日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次君

(免許)
第三條 第四條に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、精神病患者又はてんかんににかかつてゐる者には、与えない。

3 美容師の免許は、第六條の規定に違反した者は、第三條第二項の規定による免許の取消処分を受けた者には、与えないことができる。

34 この法律に定めるもののほか、美容師の免許に關して必要な事項は、政令で定める。

(免許の取消及び業務の停止)
第十條 都道府県知事は、美容師が、第三條第二項に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條第一項の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

2 都道府県知事は、美容師が第七條、第八條又は前條第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなかり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

23 都道府県知事は、美容師がこの第二項又は前項の規定による業務の停止処分を受けたときは、その免許を取り消すことができる。

美容師法案(本院提出、参議院回付)
右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

(閉鎖命令)

第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第九条第二項若しくは第十條第一項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(処分の理由の通知等)

第十六条 都道府県知事は、第九條第二項、第十條又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けようとする者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(美容師又は美容所の開設者の会)
第十七条 美容師又は美容所の開設者は、会を組織して、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図るため、連合会を組織して、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員

の指導及び連絡に資することができる。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者
二 第九条第二項又は第十條第一項の規定による業務の停止処分を違反した者

三 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第十二条の規定に違反して美容所を使用した者
五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分を違反した者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九条第三号から第五号までの規定による美容所の閉鎖処分を違反した者

第五号まで又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(講習規定)

第二十二条 第九條第二項、第十條第一項(美容師の免許を取り消す場合を除く)、第十一條、第十二條、第十四條第一項、第十五條及び第十六條(美容師の免許の取消に係る場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)(以下この項、附則第四項から附則第八項まで、附則第十三項及び附則第十四項において「旧法」という)、理容師法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百五十一号)附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分のみなす。

3 この法律の施行の際、現に理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三条の規定の適用については、第四条に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

4 この法律の施行前旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は旧法第三条の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

5 この法律の施行前旧法第八條第三号又は第十二條第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八條第三号又は第十三條第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6 この法律の施行前にした旧法第八條、第九條又は第十二條の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八條、第九條第一項又は第十三條の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二百六号)の施行後においてした旧法第十四條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一條第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日から引き続

き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者にについては、この法律の第十二條の規定は、適用しない。

10 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四條第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

12 理容師美容師法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法
第一条第三項中「理容を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう」を、「理容を業とする者をいう」に、同条第四項中「施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう」を、「施設をいう」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除
第四条中「前二条」と「第一条に改め、又は美容師養成施設」を削る。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)(以下この項、附則第四項から附則第八項まで、附則第十三項及び附則第十四項において「旧法」という)、理容師法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百五十一号)附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分のみなす。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 国際海上物品運送法案

案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、国際海上物品運送法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長三田村武夫君。

国際海上物品運送法案

(適用範囲)

第一条 この法律は、船舶による物品運送で、船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに適用する。

(定義)

第二条 この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

2 この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び備船者をいふ。

3 この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する備船者及び荷送人をいう。

(運送品に関する注意義務)

第三条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負ふ。

2 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の

航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基くものを除く)により生じた損害には、適用しない。

第四条 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免れることができない。

2 運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免れる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

一 海上その他可航水域に特有の危険

二 天災

三 戦争、暴動又は内乱

四 海賊行為その他これに準ずる行為

五 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分

六 荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為

七 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為

八 海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離隔若しくはその他の正当な理由に基く離隔

九 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥

十 運送品の荷造又は記号の表示の不完全

十一 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

3 前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時から事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負ふ。

一 船舶を航海に堪える状態におくこと。

二 船員を乗組ませ、船舶を積装し、及び需品を補給すること。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

2 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免れることができない。

(船荷証券の交付義務)

第六条 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならぬ。

運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換

でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

(船荷証券の作成)

第七条 船荷証券には、次の事項(受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。)を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人の氏名又は商号

五 荷受人の氏名又は商号

六 運送人の氏名又は商号

七 船舶の名称及び国籍

八 船積港及び船積の年月日

九 陸揚港

十 運送貨

十一 数通の船荷証券を作つたときは、その数

十二 作成地及び作成の年月日

2 受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。

(荷送人の通告)

第八条 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。

2 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号については、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。

3 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

(船荷証券の事実記載)

第九条 船荷証券に事実と異なる記載がされた場合には、運送人は、その記載につき注意が尽されたことを証明しなければ、その記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

(準用規定)

第十条 商法第五百七十三条から第五百七十五条まで、第五百八十四条及び第七百七十条から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

(危険物の処分)

第十一条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができぬ。

2 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

3 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がそ

の性質を知つていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることが出来る。

4 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。

(荷受人等の通知義務)

第十二条 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなればならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。

2 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。

3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。

4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならぬ。

(責任の限度)

第十三条 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、十万円を限度とする。

2 前項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷受人により通告され、かつ、船荷証券

が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

3 前項の場合において、荷送人が実額を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。

4 第二項の場合において、荷送人が実額より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。

5 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

(責任の消滅)

第十四条 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には、引き渡されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。ただし、運送人に悪意があつたときは、この限りでない。

(特約禁止)

第十五条 第三条から第五条まで、

第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2 前項の規定は、運送人に不利な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。

(特約禁止の特例)

第十六条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

第十七条 前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十八条 第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。

2 前項の運送につき第十五条第一項の特約がなされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていなく、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に對抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていなく、また同様とする。

第十九条 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、荷送人が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する

損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することが出来る者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権と商法第八百四十二条の先取特権とが競合する場合には、同項の先取特権の優先権の順位は、同条第九号の先取特権と同一順位とする。

3 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(商法の適用等)

第二十条 第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

2 商法第五百七十六条及び第五百七十八から第五百八十三条までの規定は、第一条の運送に準用する。

(郵便物の運送)

第二十一条 この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

附則

1 この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約が日本国に効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。

3 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦外にあるものとみなす。

〔報告書は會議録に掲載〕

三田村武夫君登壇

○三田村武夫君 ただいま議題となりました國際海上物品運送法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、一九二四年ブラッセルで署名されました船荷証券に関する規則の統一のための國際条約が今国会におきまして批准される運びとなりますので、これを国内法として立法化する必要があるものであります。

すなわち、本案は、現行商法の特例法として、右条約の趣旨にのっとり、國際的海上運送における船主の責任を軽減するとともに、船荷証券に関する關係人の利害を調整し、もつて船荷証券の國際的価値を高揚し、わが国における海運界の伸展に寄与せんとするものであります。海上運送人の責任を軽減するにつぎましては、船舶の航海に耐える能力を保持する責任が、従来無過失責任であつたものを、過失責任に改め、また、運送品の損害については、原則として一梱包または一単位につき十万円を限度としてのみ賠償責任を負ふこととした等がおもな点であります。また、船荷証券に関する關係人の利害の調整につきましては、船荷証券に運送品の種類及び数量を記載する際、荷送人には書面による通告を正確にしなければならぬ責任を負わせ、他方、運送人には原則としてその通告に従つて記載しなければならぬもの等とし、もつて船荷証券の信用を

高め、その流通を容易ならしめようとするのであります。

本法案は、去る四月六日当委員会に付託せられ、同十二日政府より提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を重ねて参ったのであります。質疑の詳細につきましてもは会議録に譲りたいと存じます。

かくて、五月七日質疑を終了し、討論に付しましたが、別に発言もなく、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事萩野豊平君。

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第十九条第五号中「前四号」を「前五号」に、「委託により」を「委託に基

き」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。

第十九条に次の二項を加える。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一 前項第一号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の政令で定める施設(以下「事務所等」という)を、当該道路の新設又は改築に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、第一項第四号及び前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十条中「第十九条第一号及び第二号」を「第十九条第一号及び第二号」に改める。

第六章第三十九条の次に次の一条を加える。

(他の法令の準用)
第三十九条の二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び

政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四十一条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔萩野豊平君登壇〕

○萩野豊平君 ただいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本改正案のおもな点について申し上げますと、新たに日本道路公団の行う業務といたしまして、第一に、高速自動車国道の円滑なる交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うことができるものとすること、第二には、建設大臣の認可を受けて高架の有料道路の新設または改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設で政令で定める施設を当該道路の新設または改築に伴い取得した土地に建設し管理することができるものとすること、これらの施設を建設することができるとすること等を加えたとともに、これらの業務を行う場合の基準を政令で定めることとしたのであります。

本案は、去る四月五日日本委員会に付託せられ、五月八日に至る間、慎重に審査いたしましたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第三、国有財産法の一部を改正する法律案、日程第四、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

国有財産法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年四月二十六日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿
国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 台帳、報告書及び計算書」を「第三章の二 立入及び境界確定 書及び計算書」に改める。

第二章中第九條の次に次の五條を加える。

(国有財産審議会)
第九條の二 大蔵省に国有財産中央審議会(以下「中央審議会」という)を、財務局ごとに国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という)を置く。

第九條の三 中央審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

2 地方審議会は、財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議する。

3 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九條の四 中央審議会及び地方審議会は、それぞれ委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央審議会

又は地方審議会に臨時委員を置くことができる。

3 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、それぞれ大蔵大臣又は財務局長が任命する。

4 中央審議会及び地方審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、関係行政機関又は地方公共団体の職員は、会長となることができない。

5 学識経験のある者のうちから任命された中央審議会又は地方審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、再任されることとができる。

7 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第九條の五 第三十一條の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議するため、地方審議会に境界査定部会を置く。

2 境界査定部会は、学識経験のある者のうちから任命された地方審議会の委員五人以内で組織する。

3 地方審議会は、境界査定部会の議決をもつてその議決とすることとができる。

第九條の六 前二條に定めるもののほか、中央審議会及び地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一條の次に次の一條を加える。

て、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理及び処分に関する計画を定め、前年度末までに、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の計画を著しく変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る計画を大蔵大臣に通知しなければならない。

第十四條の次に次の一号を加える。

七 行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとするとき。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 立入及び境界確定

(他人の土地への立入)

第三十一條の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所屬の職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定により補償を受けることのできる者がその金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三月以内に訴をもつて補償金額の増加を請求することができる。

(境界確定の協議)

第三十一條の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。

3 第一項の協議がとつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4 第一項の協議がとつた場合合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(境界の決定)

第三十一條の四 各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わなため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町

村の職員の立会を求めて、境界を定めるための調査を行うものとす。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち合ふことができない場合において、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りでない。

2 各省各庁の長は、前項の調査に基いてその調査に係る境界を定めることができる。

3 各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基いて、これを定めなければならない。

4 地方審議会は、前項の諮問に係る事実を調査審議する際、当該事案に係る隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に對して意見を述べる機会を与えなければならない。

5 各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関する、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を附記しなければならない。

第三十一條の五 隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省各庁の長が定めた境界に異議がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、当該各

省各庁の長に對し、その定めた境界に同意しない旨を通告することとができる。

2 前項の期間内に前条第五項の通知を受けた隣接地の所有者から前項の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に關し、その者の同意があつたものとみなす。ただし、同項の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同項の規定による通告があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

4 第三十一條の三第四項の規定は、第一項の期間内に同項の通告があつた場合について準用する。

第三十四條第二項中「各省各庁の国有財産増減及び現在額報告書」を「国有財産の増減及び現在額に関する説明書」に改める。

第三十七條第二項中「各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書」を「国有財産の無償貸付状況に関する説明書」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有財産法第十一條の二第一項の規定による普通財産の管理及び処分に関する計画の通知の期限は、昭和三十一年度分に限る。同項の規定にかかわらず、昭和三十一年五月三十一日とする。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中資産再評価審議会の項の次に次のように加える。

大蔵大臣の諮問に依りて、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他の重要事項を調査審議し、並びにこれに關し必要と認めざる事項を大蔵大臣に建議すること。
--

第二十一条の次に次の一条を加える。

(附屬機關)

第二十一条の二 国有財産地方審議會は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、財務局長の諮問に依りて国有財産の管理及び処分につき調査審議し、並びにこれに關し必要と認めざる事項を財務局長に建議するほか、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議することとする。

4 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 境界の確定(第三条第六条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第六条まで 削除

5 この法律の施行前に前項の規定による改正前の国有林野法第三条から第六条までの規定に基いてした手続その他の行為は、この法律による改正後の国有財産法第三十一条の三から第三十一条の五までの

の相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年四月二十六日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(居住用施設の譲渡等)

第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち左に掲げる建物を取りこわして、その敷地に公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ)を建設し、かつ、これに当該建物の居住者を収容しようとするときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、その地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のものに当該公営住宅の建設に必要な部分を、当該公営住宅の建設に要する費用に係る標準建設費(公営住宅法第七條第三項に規定する標準建設費をいう)のうち土地の取得又は宅地の造成に係るものに

相当する対価で譲渡することができ、

一 地方公共団体又は社会福祉法人に対し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他のその管理が困難なもの

二 共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、前項の公営住宅を建設しないとき、又は建設した公営住宅にその建設のために取りこわした建物の居住者を収容しようとしたときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について簡単に御報告申し上げます。

まず、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国有財産の管理及び処分を適正にするため、大蔵本省及び各財務局にそれぞれ国有財産中央審議会または国有財産地方審議会を設けるとともに、国有財産の境界の確定に関する規定を設けようとするものであります。

次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、住居の用に供せられてゐる国有の建物で、保安上危険なもの、その他その管理が困難なものにつきましまして、地方公共団体がこれを取りこわして、その敷地に第二種公営住宅を建設し、これに取りこわした建物の居住者を収容しようとする場合には、その地方公共団体に対し取りこわすべき建物を譲与するほか、公営住宅の建設に必要な国有の土地を減額譲渡することができるといふやうなものである。

右両法案につきましては、去る八日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって両案とも原案の通り可決いたしました。

なお、国有財産法の一部を改正する法律案については、社会党の横山委員より附帯決議が提出され、これについても採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

法務大臣 中村 梅吉君

大蔵大臣 池田 勇人君

文部大臣 磯尾 弘吉君

農林大臣 井出 大郎君

運輸大臣 宮澤 鳳勇君

労働大臣 松浦周太郎君

國務大臣 大久保寛次郎君

の、その他その管理が困難なものにつ

きましまして、地方公共団体がこれを取りこわして、その敷地に第二種公営住宅を建設し、これに取りこわした建物の居住者を収容しようとする場合には、その地方公共団体に対し取りこわすべき建物を譲与するほか、公営住宅の建設に必要な国有の土地を減額譲渡することができるといふやうなものである。

右両法案につきましては、去る八日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって両案とも原案の通り可決いたしました。

なお、国有財産法の一部を改正する法律案については、社会党の横山委員より附帯決議が提出され、これについても採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

法務大臣 中村 梅吉君

大蔵大臣 池田 勇人君

文部大臣 磯尾 弘吉君

農林大臣 井出 大郎君

運輸大臣 宮澤 鳳勇君

労働大臣 松浦周太郎君

國務大臣 大久保寛次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

厚生政務次官 中垣 國男君

運輸省鉄道 權田 良彦君

監督局長 政務局長 中西 實君

建設政務次官 小澤久太郎君

朗読を省略した報告

一、去る六日、内閣から、原子力委員会委員に兼重寛九郎君を任命したいので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日益谷議長は岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣總理大臣官 尾崎 朝夷

房公務員制度 尾崎 朝夷

査査参事官

一、岸内閣總理大臣から益谷議長宛、去る七日議長において承認した尾崎朝夷を同日政府委員に任命した旨、及び同日(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 大山正の政府委員を免じた通知を受領した。

一、去る八日益谷議長は岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

中小企業庁 川瀬 健治

指導部長

一、岸内閣總理大臣から益谷議長宛、去る八日議長において承認した川瀬健治を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山本 象吉君 安平 鹿一君

地方行政委員

田中 龍夫君 井手 以蔵君

法務委員

田中 幾三郎君

外務委員

成田 知巳君

七〇

大蔵委員 文教委員 社会労働委員 井堀 繁雄君 山口シヅエ君 農林水産委員 中村 時雄君 武藤運十郎君 商工委員 平野 三郎君 田中 利勝君 運輸委員 下平 正一君 鈴木周次郎君 勝岡田清一君 建設委員 上林與市郎君 予算委員 志村 茂治君 決算委員 淡谷 悠蔵君 去る七日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。	横路 節雄君 八木 昇君 大西 正道君 穂積 七郎君 田中 利勝君 日野 吉夫君 浅沼稻次郎君 前田榮之助君 森本 靖君 山田 長司君 淡谷 悠蔵君 内閣委員 田中 龍夫君 地方行政委員 山本 象吉君 法務委員 武藤運十郎君 大蔵委員 文教委員 社会労働委員 横山 利秋君 下平 正一君 農林水産委員 田中 利勝君 山田 長司君 商工委員 鈴木周次郎君 中村 時雄君 運輸委員 山口シヅエ君 森本 靖君	通信委員 平野 三郎君 志村 茂治君 建設委員 田中幾三郎君 予算委員 勝岡田清一君 決算委員 安平 鹿一君 上林與市郎君 の通り理事を補欠選任した。 理事 二階堂 進君(理事二階堂 進君去る四月二十七日委員 昇任につきその補欠) 理事 前田榮之助君(理事前田榮 之助君去る七日委員昇任 につきその補欠) 一、去る八日議長において、次の常任 委員の昇任を許可した。 内閣委員 田村 元君 外務委員 大蔵委員 石山 權作君 文教委 商工委員 春日 一幸君 運輸委員 建設委員 予算委員 小川 半次君 横山 利秋君 決算委員 上林與市郎君 安平 鹿一君 一、去る八日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 小川 半次君 外務委員 大蔵委員 春日 一幸君 文教委員 横路 節雄君 八木 昇君	商工委員 石山 權作君 運輸委員 建設委員 予算委員 田村 元君 安平 鹿一君 山田 長司君 淡谷 悠蔵君 一、去る八日議長において、次の常任委 員の昇任を許可した。 社会労働委員 農林水産委員 阿部 五郎君 中村 時雄君 商工委員 石山 權作君 田中 利勝君 一、去る九日議長において、次の通り常 任委員の補欠を指名した。 社会労働委員 農林水産委員 田中 利勝君 石山 權作君 栗原 俊夫君 商工委員 伊瀬幸太郎君 阿部 五郎君 一、去る七日内閣から提出した議案は 次の通りである。 小売商業特別措置法案 地方自治法第五十六條第六項の規 定に基き、放射線医学総合研究所の 設置に關し承認を求めの件 一、去る七日予備審査のため参議院か ら送付された次の議案を受領した。 公共企業体等労働関係法等の一部を 改正する法律案 地方自治法の一部を改正する法律 案 一、去る七日委員会に付託された議案 は次の通りである。 たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君 外四十名提出、衆法第三四号) 付託 小売商業特別措置法案(内閣提出第 一五七号) 商工委員會 付託	地方自治法第五十六條第六項の規 定に基き、放射線医学総合研究所の 設置に關し承認を求めの件(内閣 提出、承認第四号) 科学技術振興對 策特別委員會 付託 一、去る七日予備審査のため参議院か ら送付された議案は次の委員会に付 託された。 地方自治法の一部を改正する法律案 (地方行政委員長提出、参法第七号) 公共企業体等労働関係法等の一部を 改正する法律案(千葉信君外十名提 出、参法第六号)(予) 社会労働委員會 付託 一、去る七日予備審査のため次の本院 議員提出案を参議院に送付した。 たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君 外四十名提出) 中小企業等協同組合法の一部を改正 する法律案(商工委員會長提出) 一、去る七日参議院に送付した本院提 出案は次の通りである。 中小企業等協同組合法の一部を改正 する法律案 一、去る七日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。 南西諸島在住者等に關する在外公館 等借入金整理準備審査會法特例法 案 中小企業団體法案 中小企業団體法の施行に伴う關係法 律の整理等に関する法律案 一、去る八日参議院から受領した同院 提出案は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律 案 一、去る八日予備審査のため参議院か ら送付された次の議案を受領した。 電波法の一部を改正する法律案 一、去る八日委員会に付託された議案 は次の通りである。 地方自治法の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第七号)	地方行政委員會 付託 一、去る八日予備審査のため参議院か ら送付された議案は次の委員会に付 託された。 電波法の一部を改正する法律案(新 谷寅三郎君外五名提出、参法第八 号)(予) 通信委員會 付託 一、去る八日参議院から回付された本 院提出案は次の通りである。 美容師法案 一、去る九日内閣から提出した条約は次 の通りである。 特殊核物質の貸借に關する日本国 政府とアメリカ合衆國政府を代表し て行動する合衆國原子力委員會との 間の協定第一條の特例に關する公文 の交換に關して承認を求めの件 一、去る九日委員会に付託された条約は 次の通りである。 特殊核物質の貸借に關する日本国 政府とアメリカ合衆國政府を代表し て行動する合衆國原子力委員會との 間の協定第一條の特例に關する公文 の交換に關して承認を求めの件 (条約第二〇号) 以上二件 外務委員會 付託 一、去る七日議員から提出した質問主 意書は次の通りである。 賠償實施の適正化に關する質問主意 書(高津正道君提出) 一、今日提出した緊急質問は次の通 りである。 春闘処分問題に關する緊急質問(淺 沼稻次郎君提出)
--	---	---	--	--	---

定價一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
發行所
東京箱根箱根市各本舖
大蔵省印刷局
電話九段四三二二 官報局